

令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の 避難確保に関する検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 令和2年7月豪雨災害を踏まえ、高齢者福祉施設における避難の課題を確認した上で、避難の実効性を高める方策をとりまとめることを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、有識者及び行政関係者とし、国土交通省水管理・国土保全局長及び厚生労働省老健局長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には座長を置くこととし、座長は委員の互選により決める。

2 座長は、議長として検討会の議事を総括する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて意見を聴く、または説明を求めることができる。

4 検討会は、原則として公開とする。

5 検討会の配布資料は、原則として国土交通省ホームページ及び厚生労働省ホームページで公開する。ただし、秘匿性のある情報については座長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会の議事要旨は、検討会の開催後速やかに事務局が作成し、座長の確認を得た後に、国土交通省ホームページ及び厚生労働省ホームページで公開する。また、議事録についても検討会の開催後事務局が作成し、各委員の確認を得た後に、国土交通省ホームページ及び厚生労働省ホームページで公開する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局(河川環境課、砂防計画課)及び厚生労働省老健局(高齢者支援課)に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和2年10月7日から施行する。